



2004年12月1日 第2005-27号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 育児・介護休業法等改正法案成立

施行は2005年4月1日

本日、政府提案の「育児・介護休業法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議において全会一致（投票総数234、賛成234、反対0）で可決され、成立しました。施行は2005年4月1日となります。（政策ニュース21号、24号参照）

本会議に先立ち、11月30日に参議院厚生労働委員会で審議が行われ、衆議院から送付された原案が全会一致で可決。また、附帯決議（自民・民主・公明・共産・社民の5会派による共同提案）も全会一致で採択されました。

### 法律の趣旨の周知徹底を

附帯決議の内容は、「有期契約労働者の休業申出・取得を理由とした雇い止め等不利益取扱いが行われないよう法の趣旨を徹底する」「看護休暇を子の人数に配慮した制度とすることについて検討する」「男性の育児休業取得を推進するため、数値目標達成に向けた事業主に対する指導、援助を進める」など、8項目となっています。

今後は、労働政策審議会雇用均等分科会が12月10日（金）・16日（木）に開催され、育児・介護休業法改正に伴う省令・指針関係の審議が行われる予定です。

なお、「育児・介護休業法等の一部を改正する法律案」の詳細については、厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/02/tp0210-3.html>）をご参照下さい。

### 労働協約改訂の準備を進めよう

各単組は、施行に間に合うように、労働協約等の改訂を行い、改正法に適切な対応を図る必要があります。今後早急にJAMとしての考え方をまとめ、方針として示していきませんが、各単組も準備を進めて下さい。

右欄に、改正内容を改めて記載しました。

### 【育児・介護休業等関係】

#### (1)育児休業・介護休業の対象労働者の拡大

期間を定めて雇用される者のうち、以下のいずれにも該当する者について、育児休業及び介護休業の対象に加える。

同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること

子が1歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが申出時点において明らかである者を除く）

介護休業についても同様の考え方で要件を設定

#### (2)育児休業期間の延長

子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6か月に達するまでの休業を可能とする。

#### (3)介護休業の取得回数制限の緩和

同一の対象家族1人につき介護を要する状態に至ったごとに1回、通算93日の範囲内で休業を可能とする。

#### (4)子の看護休暇制度の創設

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、労働者1人につき年5日まで、病気やけがをした子の世話をするための子の看護休暇を取得できることとする。

#### (5)検討...（国会での修正で附則に加えられた）

施行後適当な時期に、施行状況を勘案し、有期雇用労働者に係る育児休業等の制度について、総合的に検討を加え、必要な措置を講ずる。

### 【雇用保険法関係】

育児休業給付金及び介護休業給付金の支給範囲について、上記(2)及び(3)にあわせて改正を行う。

施行日

平成17年4月1日